

京都市訓令甲第 9 号
庁 中 一 般
区 役 所

京都市人権行政推進主任設置規程の一部を次のように改正する。

平成24年3月30日

京都市長 門 川 大 作

別表区役所及び区役所支所の項中「区民部長」を「地域力推進室長」に改める。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

(文化市民局市民生活部人権文化推進課)